

(仮称)

那珂市男女共同参画計画（案）

～目 次～

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 那珂市の男女共同参画の現状	2
第3節 計画の基本的な考え方	9

第2章 基本構想

第1節 基本理念	11
第2節 計画策定の視点	12
第3節 計画の基本目標	13

第3章 基本計画

基本目標1	
男女が互いに認め合い、尊重しあうまち	16
基本目標2	
男女がともに家庭と仕事を担うまち	22
基本目標3	
男女がともに地域を担うまち	28
基本目標4	
市民と行政がともに男女共同参画を推進するまち	32
計画の体系	35

第 1 章 計画策定にあたって

第 1 節 計画策定の背景と趣旨

平成 11 年 6 月に男女共同参画社会基本法が施行され、男女共同参画社会の実現は、21 世紀におけるわが国の最重要課題として位置づけられました。

さらに、平成 17 年 12 月には、第 2 次「男女共同参画基本計画」が策定され、新たな社会状況に対応する男女共同参画社会を推進するため、さまざまな取組みが展開されています。

本市では、平成 13 年度（2001 年度）に旧那珂町が策定した「那珂町男女共同参画プラン^{ひと ひと}～男と女との創りあげる未来のまち・なかまち」の理念を、平成 17 年 1 月の那珂町と瓜連町との合併後も引き続き継承し、男女共同参画社会の実現に向けたまちづくりを行ってきました。

この間、少子高齢化の進展や人口減少社会の到来など、市民を取り巻く社会環境や生活実態が変化しています。

また、平成 18 年度に実施した那珂市男女共同参画住民意識調査^{*}（以下「市意識調査」という）によると、多くの市民が多様な生き方を可能にする社会環境の整備を求めていることがわかりました。

一人ひとりの人権が尊重され、個性と能力を発揮し充実した生き方が選択できる男女共同参画社会を実現するための指針として、那珂市男女共同参画プランを策定しました。

^{*} 市意識調査：平成 18 年度に、住民基本台帳より 20 歳以上の市民 4,500 名を等間隔無作為に抽出した。回収数は 1,739 件（回収率 38.6%）

第2節 那珂市の男女共同参画の現状

2-1 人口と世帯の推移

那珂市の総人口は、住民基本台帳によると平成7年から平成17年にかけて増加し平成19年にはやや減少しています。男女別の人口も総人口と同様に推移し、構成比は一貫してほぼ半数ずつになっています。

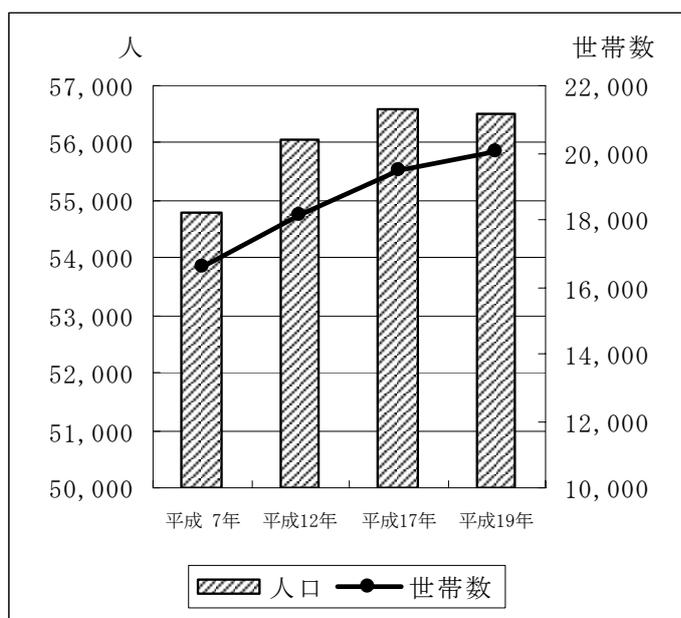
世帯数は、平成7年から平成19年にかけて約3,500世帯増加し、2万世帯を超えています。1世帯あたりの人員は3.3人から2.8人に減少しています。

人口推移（男女別・世帯）

年次	人 口			世帯数	1世帯あたりの人員
	総数	男性	女性		
平成7年	54,794	26,944	27,850	16,567	3.3
平成12年	56,051	27,631	28,420	18,135	3.1
平成17年	56,607	27,919	28,688	19,476	2.9
平成19年	56,493	27,881	28,612	20,017	2.8

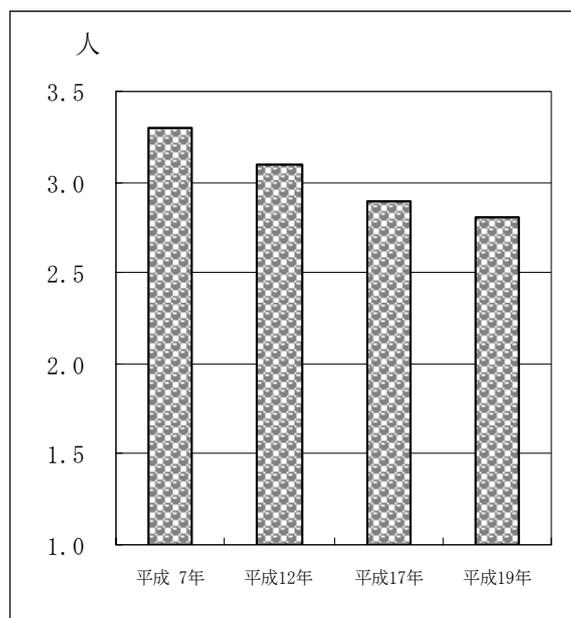
資料：住民基本台帳（平成19年4月）

人口と世帯数の推移



資料：住民基本台帳（平成19年4月）

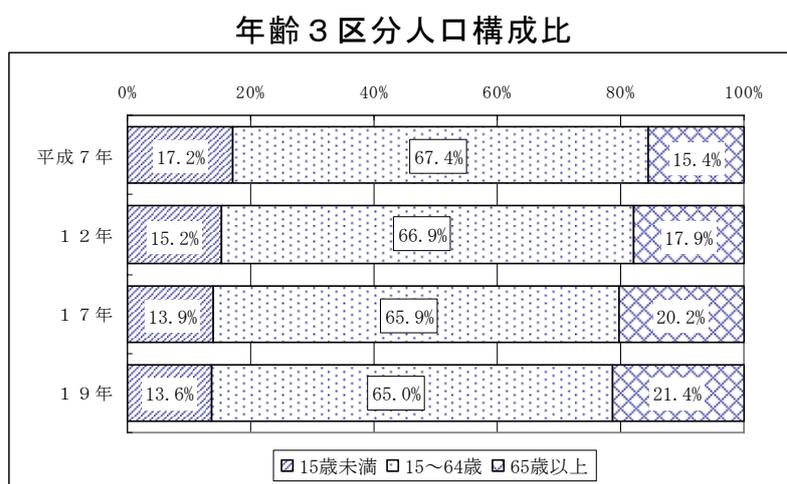
1世帯あたりの人員の推移



資料：住民基本台帳（平成19年4月）

2-2 年齢構成別にみた人口

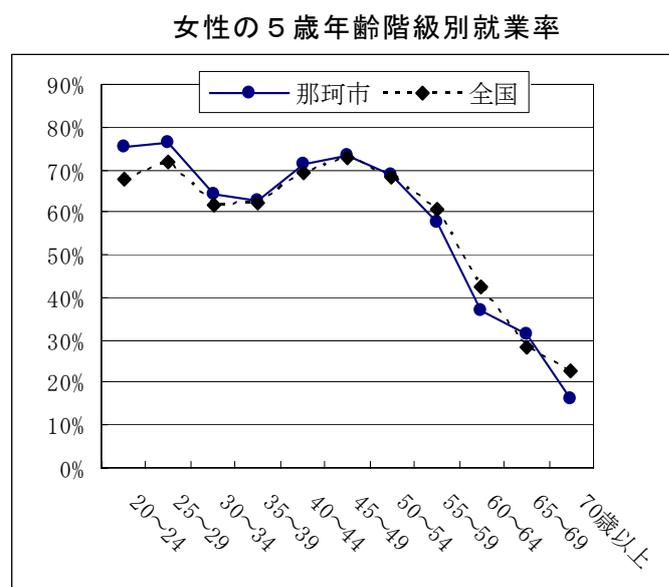
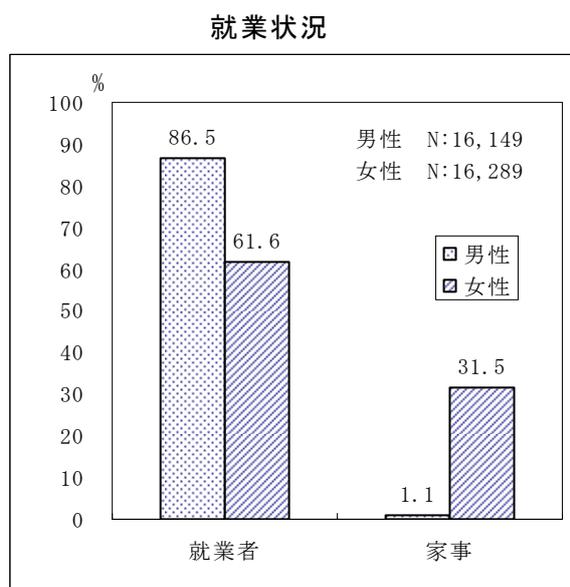
那珂市の人口構成は、15歳未満の人口減少と65歳以上の人口増加が見られます。構成比で見ると、平成7年に15歳未満人口は65歳以上人口を1.8ポイント上回っていましたが、その割合は平成12年に逆転し、平成19年には15歳未満人口（13.6%）は、65歳以上人口（21.4%）を下回り、少子高齢化がここ10年ほどで急速に進んでいます。



2-3 就業状況

平成17年の国勢調査結果によると、就業者率は男性が86.5%、女性が61.6%、家事は女性が31.5%、男性が1.1%であり性別で違いが見られます。

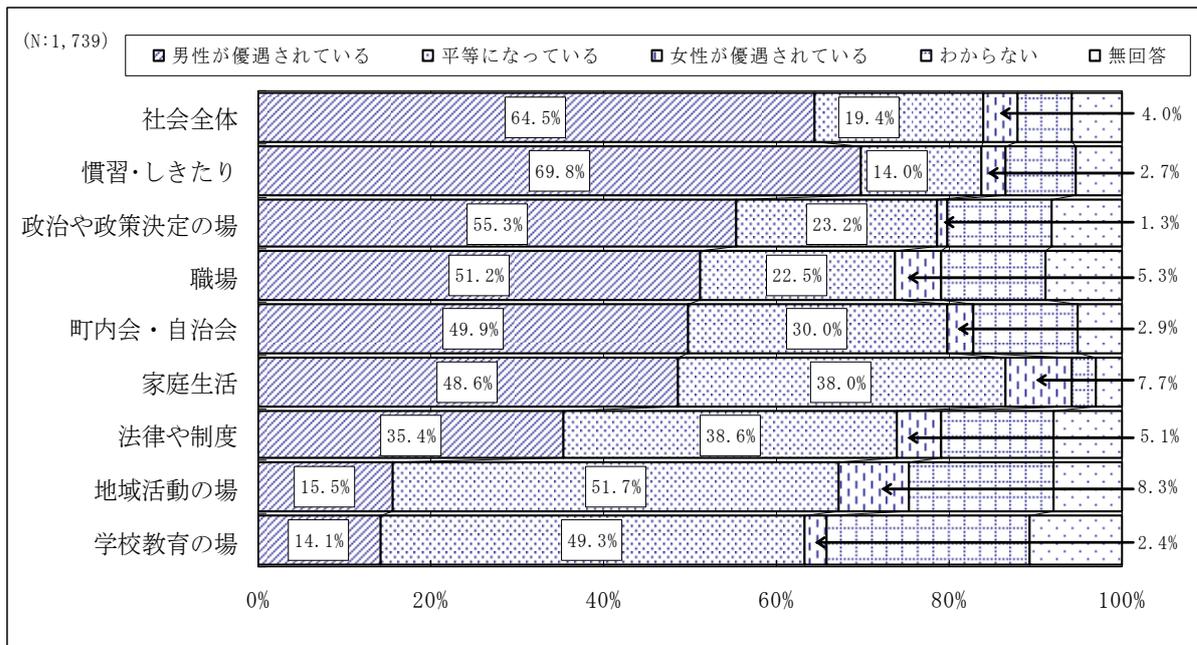
また、女性の年齢別就業力率は、30～39歳にかけて結婚・出産・育児期で離職し、40歳以降になって再就職するM字型カーブがみられます。



2-4 那珂市の男女平等意識

市意識調査によると、学校教育の場や地域活動においては、男女は平等に扱われていると感じていますが、「慣習・しきたり」(69.8%)「政治や政策決定の場」(55.3%)「職場」(51.2%)などでは、「男性が優遇されている」と感じている人が半数以上となっています。

男女平等意識



資料：市意識調査 (N=総数)

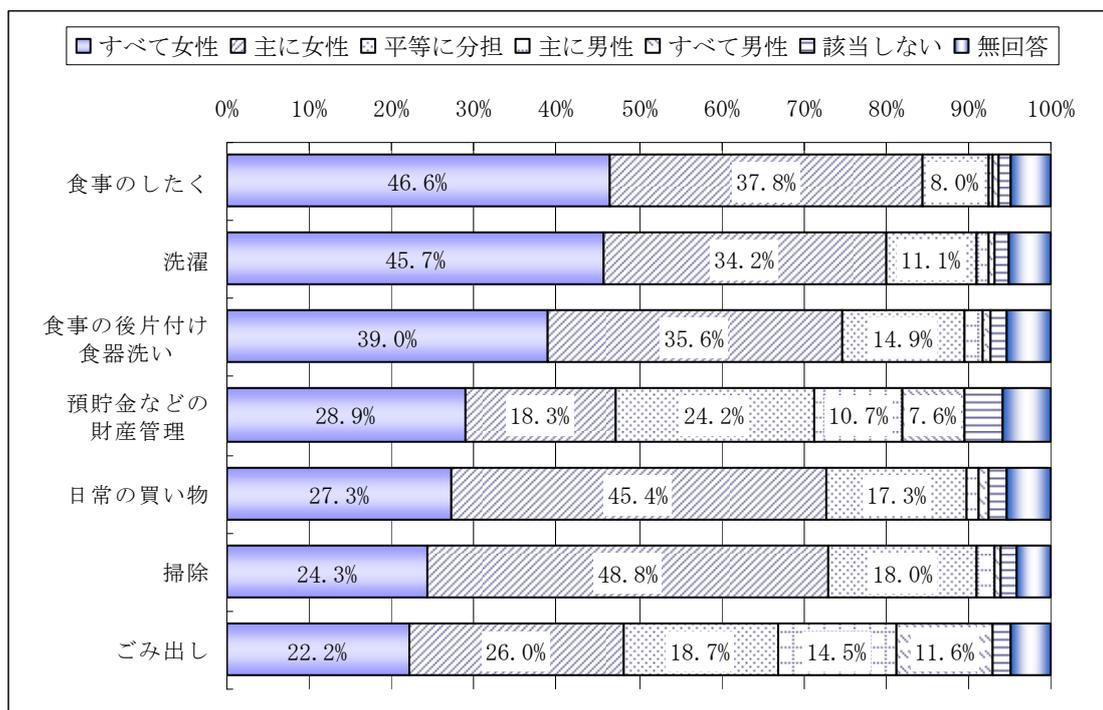
2-5 家庭における性別役割分業

那珂市民は、市意識調査によると、「男女にかかわらず、仕事や生き方について多様な選択ができるようにするべきである」(94.1%)、「男だから、女だからという決め付けはその人の可能性を閉じ込めてしまう」(84.6%)、「男性も家事・育児に積極的に参加する」(88.6%) ことに多くの人が賛成しています。このことから、多様な生き方が広く受け入れられていることが分かります。

しかし、家事を担当しているのは、「すべて女性が担当」「主に女性が担当し男性が手伝う」を合わせると、「食事のしたく」(84.4%)、「洗濯」(79.9%) となっており、女性がほとんどです。

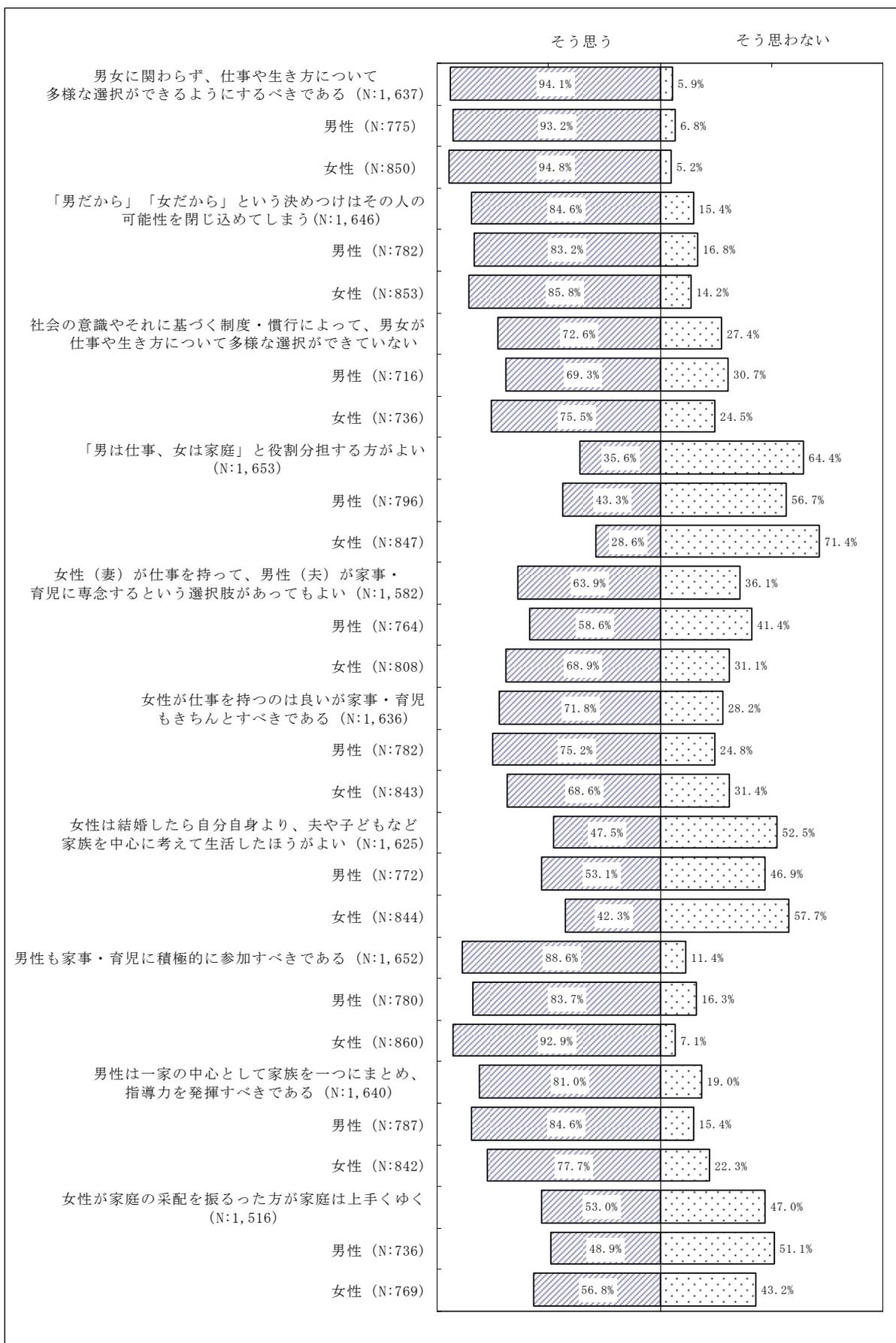
さらに、「女性は仕事も家事も育児もすべてきちんとすべき」(71.8%)も高くなっており、女性が働いている場合でも9割以上の家庭において家事を女性が担う性別役割分業が行われていることが分かりました。このことから実際に家事を担っているのは、女性(妻)であり、男性が家事・育児に積極的に参加するべきという考え方にもかわらず、実態では女性により多くの役割が課せられています。

家庭における家事分担



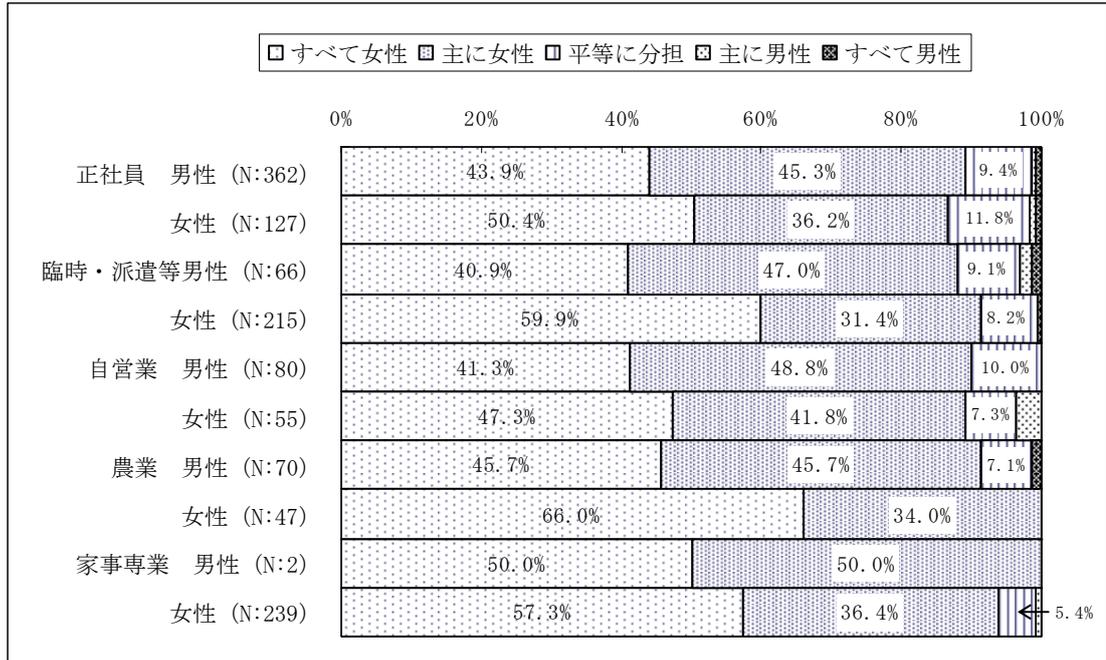
資料：市意識調査より抜粋

性別役割分担意識



資料：市意識調査 (N=総数)

食事のしたくの分担状況



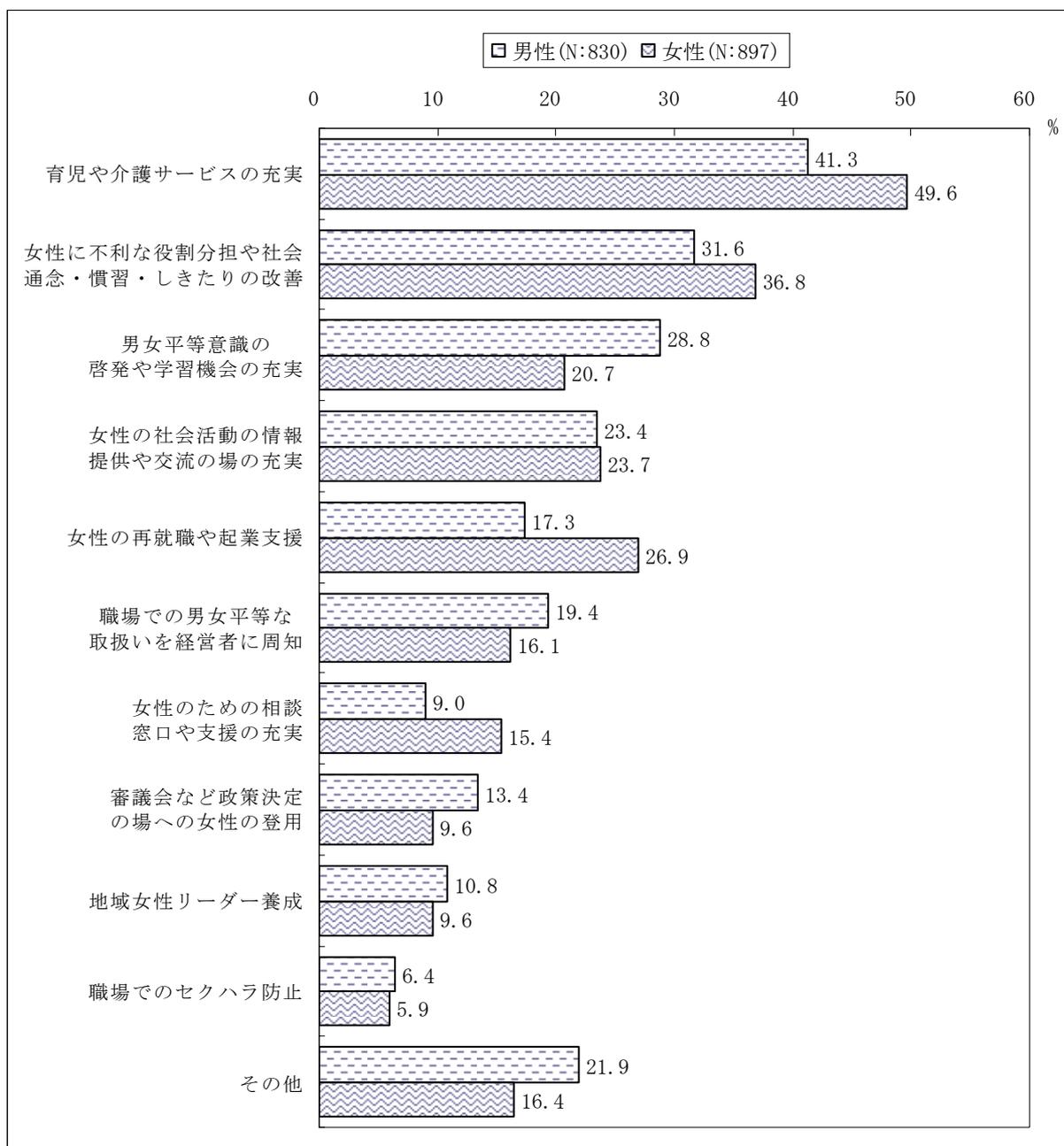
資料：市意識調査 (N=総数)

2-6 那珂市の男女共同参画社会の形成について

市意識調査によると、男女共同参画社会の形成に「育児や介護サービスの充実」(45.5%)、「女性に不利な役割分担や社会通念・慣習・しきたりを改める」(34.3%)ことが重要であると多くの方が考えています。

また、次に、男性は「男女平等の意識啓発や学習機会の充実」・「職場での平等な取扱い」を挙げており、女性は「女性の再就職や起業を支援する」・「女性の社会活動の情報提供や交流の場の充実」を求めています。

男女共同参画社会の形成に重要なこと



資料：市意識調査 (N=総数)

第3節 計画の基本的な考え方

3-1 計画の構成と期間

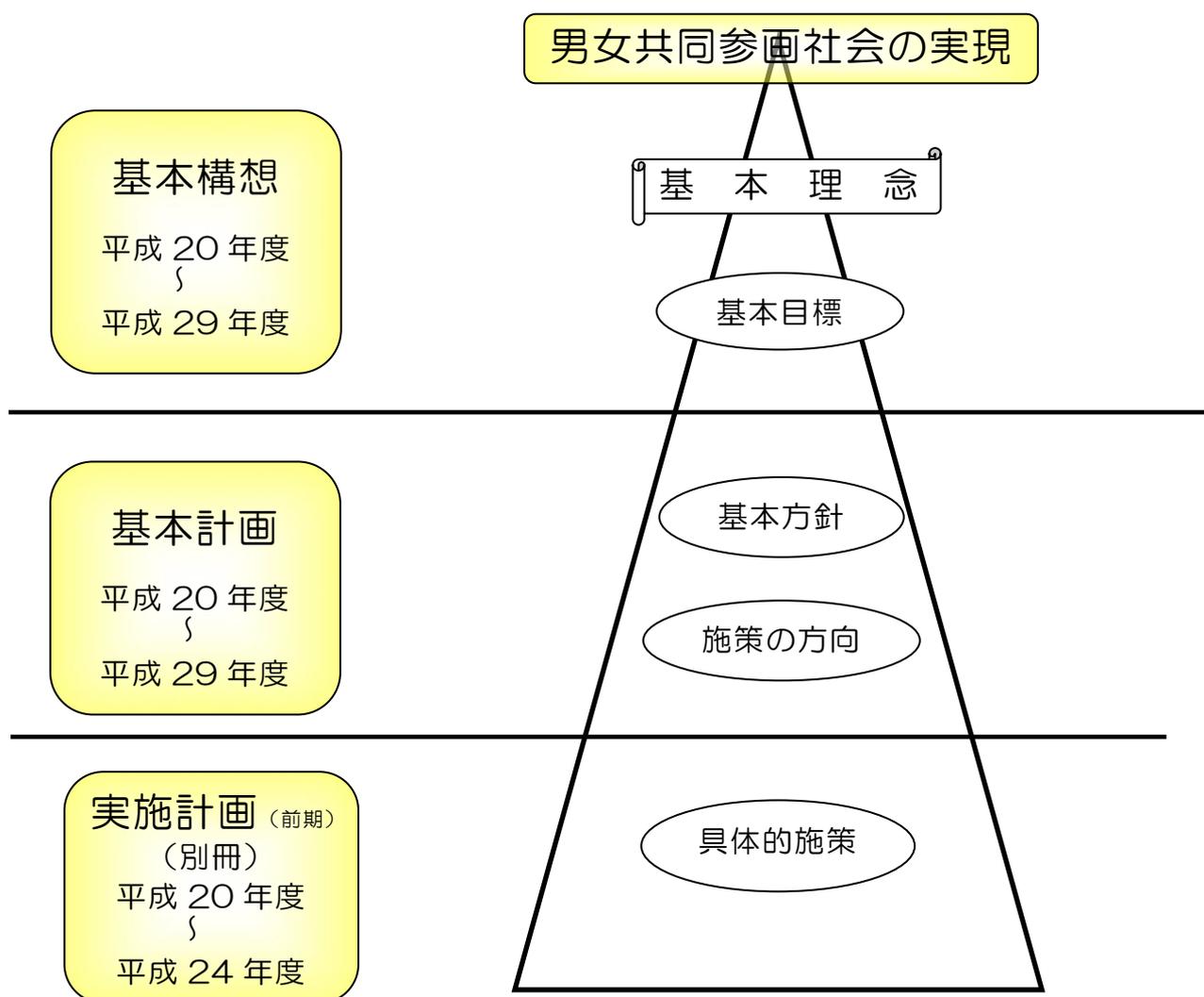
本計画は男女共同参画を実現するため、に基本構想・基本計画・実施計画で構成しています。なお、実施計画は別冊とします。

- ① 基本構想・・・基本理念と基本目標
- ② 基本計画・・・基本方針と施策の方向
- ③ 実施計画・・・具体的施策（別冊）

基本構想、基本計画の期間は、平成20年度（2008年度）から平成29年度（2017年度）までの10年間とします。

実施計画の期間は、前期（平成20年度から平成24年度まで）と後期（平成25年度から平成29年度まで）とし、5年ごとに改訂します。

なお、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行います。



3-2 計画の性格

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づいて策定したものであり、那珂市の男女共同参画に関する施策を総合的に推進するための指針となるものです。
- (2) この計画は、国の「男女共同参画基本計画（第 2 次）」及び県の「茨城県男女共同参画基本計画（新ハーモニープラン）」を踏まえるとともに、「第一次那珂市総合計画」をはじめとする市の各種計画との整合を図り、市意識調査の結果を反映し、市民参画のもとに策定したものです。

3-3 計画の推進

男女共同参画社会を実現するために、推進体制の充実を計画の中に位置づけ、市民・事業所・行政がともに取り組んでいく環境を整え推進していきます。

第2章 基本構想

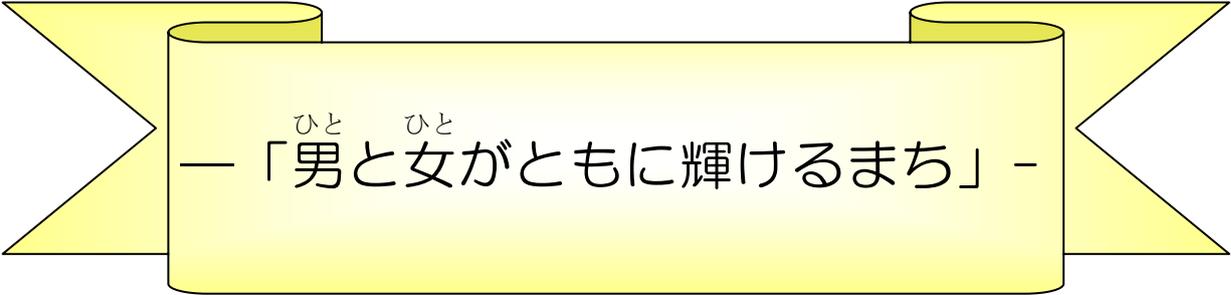
第1節 基本理念

^{ひと}男女は、みんな無限の可能性をもっています。

誰もが人として自分らしさを発揮しいきいきと暮らすためには、性別による役割分業や慣習にとらわれず、世代や立場を超えた理解と社会全体の支えあいが必要です。

また、男女が対等なパートナーとしてあらゆる分野の活動に参画し、ともに喜びも責任も分かちあい互いに認めあうことは、主体的で多様な生き方を可能にするために大切です。

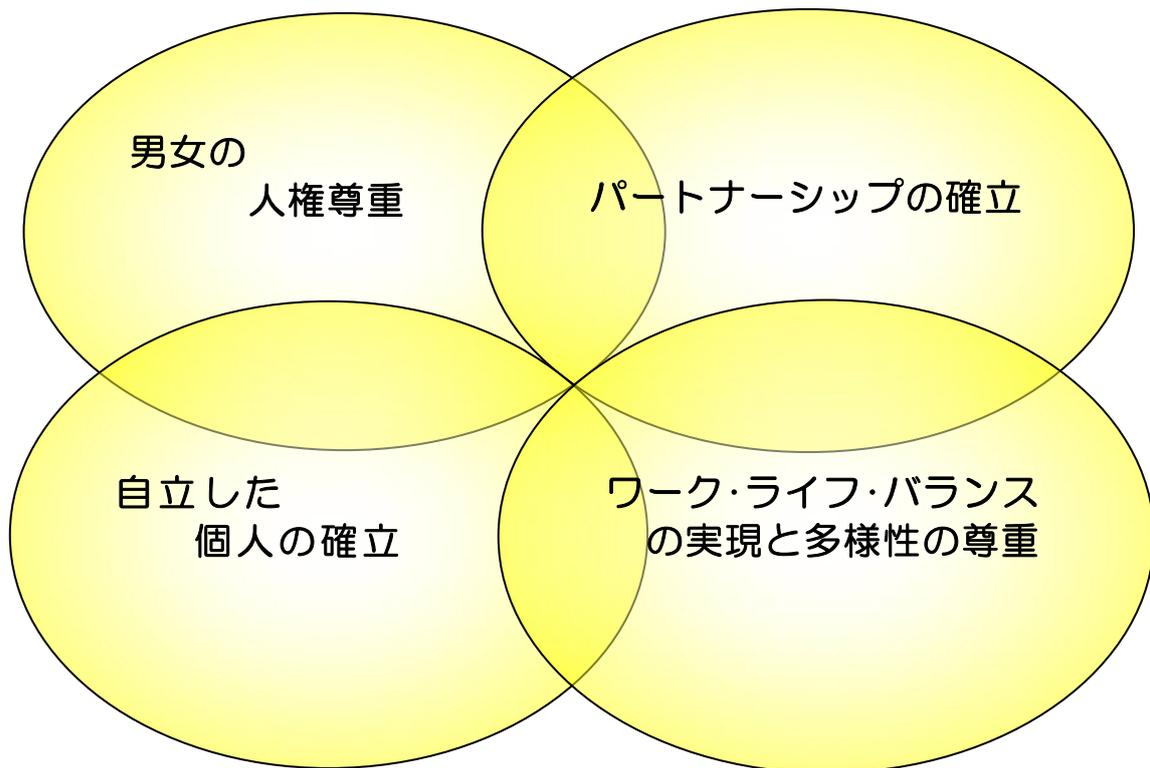
わたしたちは、^{ひと}男と^{ひと}女が互いに助け合いながら、誰もが人として輝き心豊かに生きられるまちの実現をめざして、この計画の基本理念を次のように定めます。



^{ひと}男と^{ひと}女がともに輝けるまち

第2節 計画策定の視点

この計画は、次の4つの視点を基に策定します。



第3節 計画の基本目標

この計画は、男女共同参画社会 「^{ひと}男と^{ひと}女がともに輝けるまち」の実現をめざして、4つの基本目標を定めます。

基本目標1 男女が互いに認めあい、尊重しあうまち

社会のあらゆる分野へ、自らの意思により参画できることは、大切な人権のひとつです。これらの人権が、性別による差別や侵害を受けない社会にするためには、男女共同参画社会基本法の制定や、DV^{*}防止法、男女雇用機会均等法の改正など、法律の整備を進めるとともに、私たち一人ひとりの意識が大切です。

そこで、男女共同参画社会を実現するために、法律や制度の改正とともに、男女が互いの個性を認め、人権を尊重しあう意識の醸成と環境づくりを進めます。

基本目標2 男女がともに家庭と仕事を担うまち

男女がともに個性と能力を発揮し、家庭と仕事に参画することは、多様な生き方を可能にし、より豊かな生活を送ることにつながります。

そこで、誰もが自らのライフステージや希望にあわせて、主体的に仕事・家庭生活・地域生活・自己啓発・健康や休養の調和を図り、心身の健康を保ち充実した生活を送るために、ワーク・ライフ・バランス^{*}が可能な社会環境をめざします。

^{*} DV：ドメスティック・バイオレンス。

配偶者やパートナーから、身体的または精神的に暴力を受けること。女性が被害者となることが多く、広義には子どもや高齢者等に対する家庭内暴力も含まれる。

DV防止法＝配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

^{*} ワーク・ライフ・バランス：仕事・家庭生活・地域生活・個人の自己啓発など、様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態。

基本目標3 男女がともに地域を担うまち

地域の活動は、多くの人々によって支えられています。

市民の一人ひとりが、安心していきいきと暮らせる地域をつくるには、地域活動に男女がともに参画し、その個性と能力を存分に発揮することが重要です。

そこで、互いに協力しあえる対等なパートナーシップを確立し、多様な意見が十分に反映された住みよいまちをつくっていきます。

基本目標4 市民と行政がともに男女共同参画を推進するまち

男女共同参画社会の実現は、行政だけで達成できるものではありません。

市民・事業所・行政がパートナーシップに基づいた協働体制を整え、あらゆる場面で男女共同参画によるまちづくりを進めることが重要です。

そこで、市民や事業所と行政の協働、及び国・県など関係機関との緊密な連携のもと、男女共同参画を推進する体制の充実とネットワークづくりを進めます。

第3章 基本計画

この章では、これまでの取り組みや昨年実施した市意識調査等の結果を踏まえ、4つの基本目標をもとに7つの基本方針を定め、その現状と課題を分析しました。そして、そこから導き出された課題を解決するために、取り組むべき施策の方向を示しています。

基本目標 1

男女が互いに認めあい、尊重しあうまち

基本方針 1 男女共同参画への意識づくり

男女共同参画社会を実現するためには、男女が互いに認め合い、人権尊重を基盤とした男女平等感を形成することが重要です。

市民が、その実現に向けて主体的に取り組むことができるようさまざまな機会を活用して啓発を進めます。

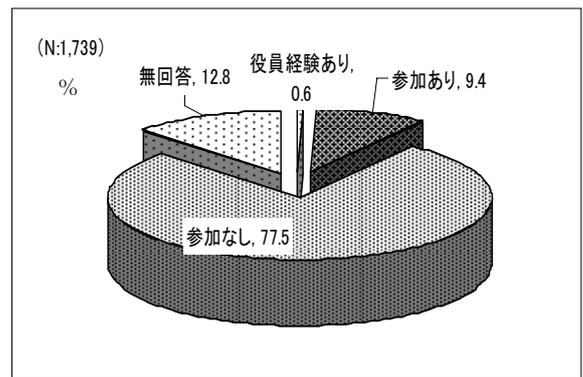
また、次世代の男女共同参画社会を発展させるために、男女共同参画の視点に立った教育を幼少期から推進するとともに、子どもの育成に関わる大人に対しても啓発を進めます。

現状と課題

- 男女の地位は、地域活動や学校教育の場では平等であると感じている人が多くなっていますが、社会全体では、男女ともに男性が優遇されていると感じている人が多く、男性優遇意識が強く残っています。
(再掲：p4 参照)
また、性別にとらわれない生き方が市民に広く受け入れられている一方で、多くの世帯において、女性は仕事と家庭を両立することが求められています。このように意識のうえでの変革はみられますが、実態では性別役割分業が残っています。
(再掲：p5・6 参照)
- ◆ 幼少期から男女がともに個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、男性優遇意識や性別役割分業を解消することが必要です。

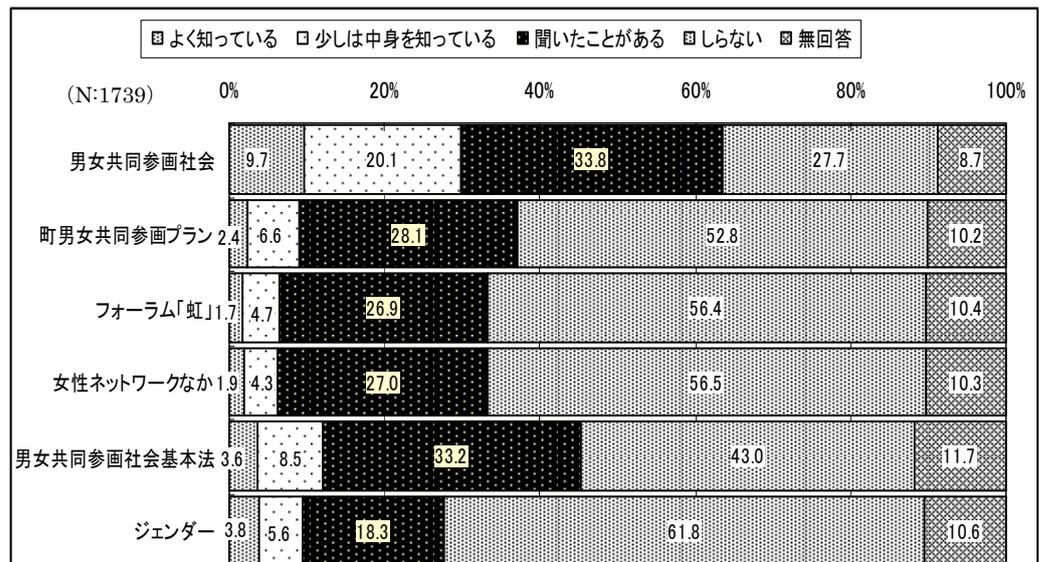
- 市では男女共同参画社会を形成するために「フォーラム虹」、講座、職員研修などを実施してきましたが、男女共同参画に関する講座等への参加者や言葉等を知っている人は少ないのが現状です。
(グラフ1・2)
- ◆ 市民が参加しやすい学習機会の充実を図るとともに、更なる啓発を進める必要があります。

男女共同参画に関する講座等の参加者 (グラフ1)



(N:総数) 資料 「市意識調査 (H18)」

男女共同参画に関する言葉や施策の周知度 (グラフ2)



(N:総数) 資料 「市意識調査 (H18)」

施策の方向1 男女共同参画の啓発の充実

1-1 男女共同参画についての理解を深めます

- ◇ 男女共同参画社会の構築に向けた意識の啓発を進めます。
- ◇ 男女共同参画の意識を高める学習機会の充実を図ります。
- ◇ 男女共同参画に関する情報提供を行います。
- ◇ 男女共同参画に関する図書や資料の収集・整備を進めます。

施策の方向2 幼少期からの男女共同参画教育の推進

2-1 男女共同参画に視点に立った教育環境を整えます

- ◇ 男女がともに多様な生き方ができるように、幼少期から教育を行うとともに、進路指導や体験学習等の充実を図ります。

2-2 教職員や指導者への男女共同参画の理解を深めます

- ◇ 教職員や子どもの育成に関わる指導者への意識の啓発を進めます。

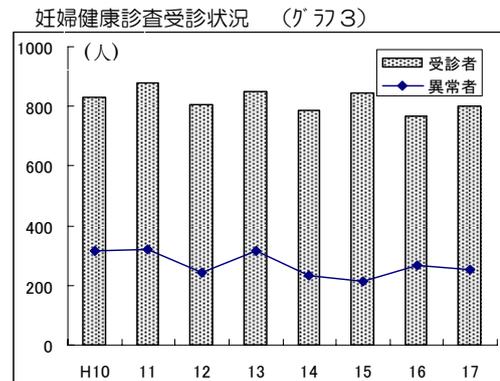
基本方針2 両性の尊重とあらゆる暴力の根絶

男女が生涯にわたり個性と能力を発揮し、あらゆる分野に参画していくためには、心身の健康が大切であることから、それぞれの性の特性に応じた健康支援に取り組みます。

また、ドメスティック・バイオレンスやセクシャル・ハラスメントなどの暴力は、人権を侵害する行為であり決して許されるものではありません。暴力を許さないという意識の醸成を図るとともに、被害者が必要な支援を受けられるよう相談体制の充実を図ります。

現状と課題

- 市の調査によると、妊婦健康診査受診者の10人に3人の割合で異常が認められました。(グラフ3)
- ◆ 女性は、妊娠や出産等の身体的機能が備わっており、男性とは異なった健康上の問題が生じる可能性があることから、各年代に応じた健康支援や周囲の人も含めた啓発が必要です。



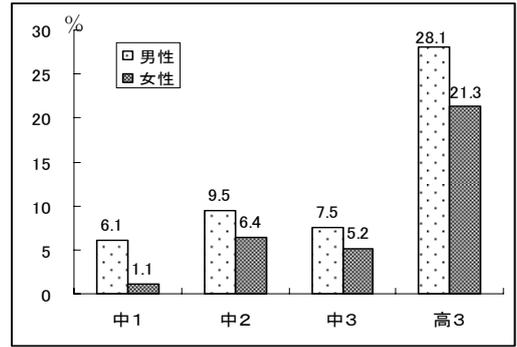
(資料 市健康推進課調査)

○ 市内の中高生の食生活は、高校3年生になると朝食をとらない割合が高くなっています。(グラフ4)

また、10代の人工妊娠中絶数は県の調査では、平成14年度をピークに減少していますが依然として多く、また、性感染症罹患者も若年層に多くなっています。(グラフ5・6)

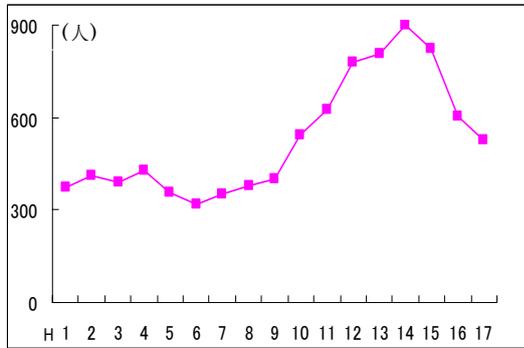
◆ 思春期は心身の成長過程の大切な時期であることから、幼児期から心身の発達段階に応じて、自他の生命や性を大切にする心を育むとともに心身の健康に関心を高めるための取り組みが必要です。

市内中高生の朝食ぬきの割合 (グラフ4)



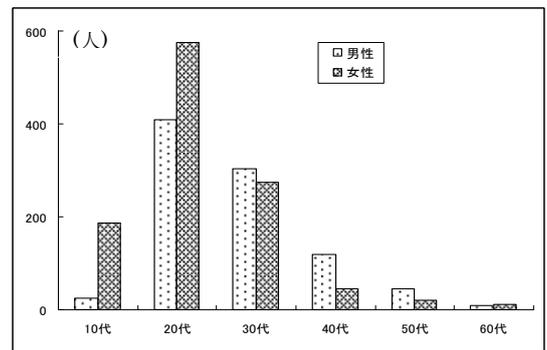
(資料 「健やか親子那珂21」)

県内の10代人工妊娠中絶数 (グラフ5)



(資料 茨城県保健福祉統計年報)

年代別性感染症罹患者数 (グラフ6)

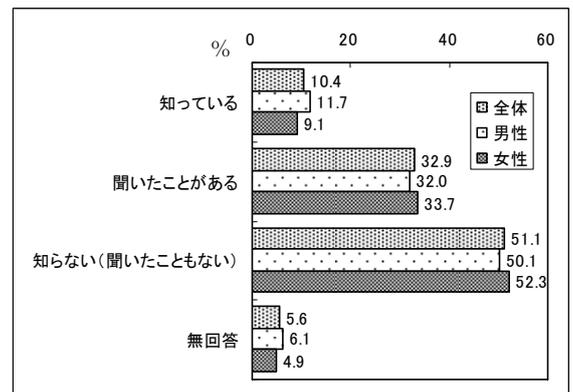


(資料 茨城県感染症動向調査 (H18))

○ 市内女性の約10人に1人が、DVの被害を受けた経験があると回答していますが、その相談窓口はあまり知られていないのが現状です。(グラフ7・8)

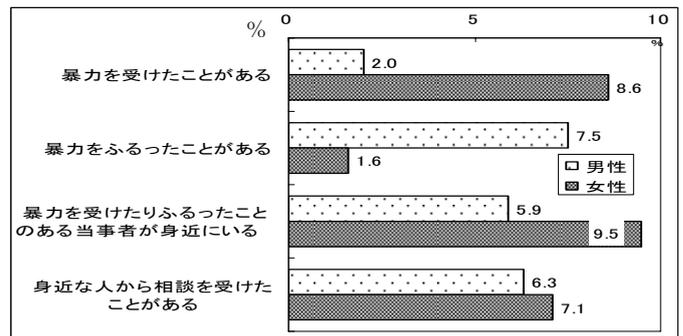
◆ DVは、男女の固定的な役割分担や経済力などにおいて優位に立つ男性が、暴力でパートナーの女性を支配するといったような、社会構造に根ざしていることが多く、行政・地域社会・関係団体等が連携して、被害の防止や被害者の支援に取り組むことが必要です。

相談窓口の認知状況 (グラフ7)



資料 「市意識調査」(H18)

DVの被害状況 (グラフ8)



資料 「市意識調査 抜粋 (H18)」

施策の方向1

生命と性を尊重した教育と心身の健康づくりへの支援

1-1 ライフステージに応じた心身の健康を支援します

- ◇ 生活習慣病や喫煙など、健康をおびやかす問題について啓発を進めます。
- ◇ 青少年が、生命や健康へ関心を高める教育の充実を図ります。
- ◇ 男女の身体的機能の特性を踏まえた医療の必要性について啓発を進めます。

1-2 女性の性と健康を支援します

- ◇ 思春期、妊娠や出産期、更年期など、各ステージに応じた健康保持や健康増進対策を進めます。
- ◇ 乳幼児の健康保持を支援します。
- ◇ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{*}についての啓発を進めます。

施策の方向2 あらゆる暴力の防止と被害者支援体制の整備

2-1 DV防止の啓発と相談体制を充実します

- ◇ 女性の人権やDVに対して、理解を深めるとともに、未然に防止するための啓発を進めます。
- ◇ 市民が持つ悩みや問題を解消するため、関係課や関係機関との連携により、相談体制の充実を図ります。
- ◇ 被害者への支援に向けて、市民と行政・関係機関が連携を図ります。

^{*} リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

1994年に国連で採択された概念。すべての人、特に女性が生涯を通じて身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを求めることができること。中心的な課題として、子どもを産む産まないといったことを主体的に決定すること、安全な妊娠や出産、子どもが健康に生まれ育つことなどがあり、思春期や更年期における健康上の問題等が幅広く議論されています。

基本目標2

男女がともに家庭と仕事を担うまち

基本方針1 安心して暮らせるための支援

生涯にわたって、誰もが充実し安心した生活を送るために、子育てや介護を男女がともに担い、仕事と家庭生活の両立が図れるよう、環境整備や支援施策の充実を図ります。

また、誰もが地域社会の一員として、生きがいを持って安心して生活ができるよう支援します。

現状と課題

- 子どもの人数が少ないのは、経済的負担や、仕事との両立が困難であることによる多くの市民が感じています。(表1)

また、女性が仕事と家庭を両立するときのさまたげになることは、家事や育児の大半を女性が担っていること、労働条件が未整備であること、保育施設や保育時間が不足していることであるとしています。(再掲：P5 参照) (表2)

- ◆ 安心して産み育てられる環境をつくるとともに、男性が育児や介護等へ積極的に参加できる環境づくりが必要です。

理想の子の人数より少ない理由 (表1)
(30歳代女性)

順位	理由	割合 (%)
1	経済的な負担	74.7
2	仕事と子育ての両立が困難	32.5
3	身体的・心理的負担	24.1

資料「市意識調査 (H18)」

女性が仕事を続けるとき障害となること (表2)

順位	理由	割合 (%)
1	家事・育児の両立	70.5
2	労働条件の未整備	41.8
3	保育施設や保育時間の不足	41.2

資料「市意識調査 (H18)」

○ ひとり暮らしやひとり親家庭など家族形態の多様化とともに、一世帯あたりの構成人員も減少しています。(表3)

◆ 家庭内で互いが協力することはもちろんですが、地域・団体・行政などが連携し、育児や介護、地域の安全など様々な分野で、男女が安心して安全に生活するための環境をつくっていくことが必要です。

家族類型別世帯数・世帯人員 (表3)

	平成 17 年度		平成 12 年度	
	世帯数	人 口	世帯数	人 口
市 全 体	19,476	56,607	18,135	56,051
母子世帯	184	488	147	389
父子世帯	42	115	24	65
単独世帯	2,613	2,613	2,267	2,267
1 世帯あたり人員	—	2.9	—	3.1

資料「国勢調査 市抜粋」

施策の方向 1 男女がともに担う子育て支援

1-1 男性も育児に関われるよう支援します

- ◇ 家庭での教育や子育てへ男性が参加する意識を啓発するとともに、父親と子どもの交流の場を提供します。
- ◇ 男性が育児に参加できるよう育児休業制度等の普及啓発に努めます。

1-2 育児の社会的支援の充実を図ります

- ◇ 多様なニーズに応じた、保育サービスの充実を図ります。
- ◇ 未就学児の保育体制の充実を図るため、幼保一元化施設を整備します。
- ◇ 子育て支援センターを拠点として、子育てに関する相談や情報提供・親同士の交流の場など、機能の充実を図ります。
- ◇ 放課後における児童保育体制の充実を図ります。

施策の方向 2 男女がともに担う介護支援

2-1 介護の社会的支援の充実を図ります

- ◇ 介護や予防に関する学習機会等の提供や意識啓発を進めます。

- ◇ 地域包括支援センターを中心として、総合的な相談体制の充実を図ります。
- ◇ 日常生活用具の給付などにより、在宅介護における経済的負担の軽減を図ります。
- ◇ 需要に応じた介護サービスの確保に努めます。

施策の方向3 男女がともに安全に暮らせる生活環境の推進

3-1 安全な生活環境づくりに取り組みます

- ◇ 男女双方が参画した防犯・防災の体制づくりに努めます。
- ◇ 自警団や自主防災組織の設立及び活動を支援し、地域における防犯・防災体制の充実を図ります。
- ◇ 消費生活に関する相談体制の充実を図ります。
- ◇ ユニバーサルデザインの視点に立って、誰もが生活しやすいまちづくりに努めます。

基本方針 2 働く場における男女共同参画の推進

働くことは、私たちの生活の経済的な基盤であり、そのため男女が心身ともに健康で、生き生きと働ける環境整備は大切です。

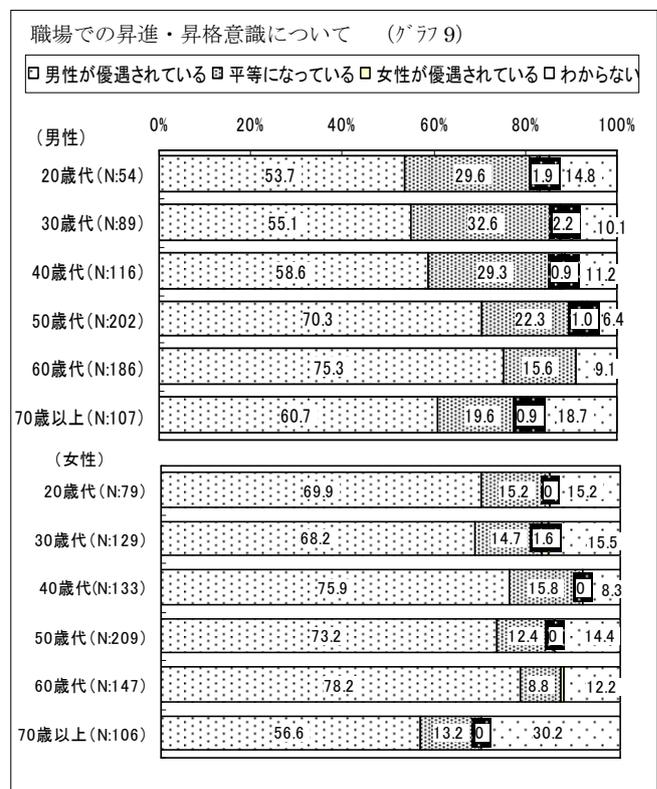
男女がともに個性と能力を発揮できる、働きやすい環境づくりに向けて、労働条件の改善や格差の解消を図るとともに、一人ひとりが自分にあった多様な生き方や働き方が選択できる、ワーク・ライフ・バランスの実現を働きかけていきます。

また、一人ひとりの多様な能力を活かした就業や起業に向けた支援を行います。

現状と課題

- 職場における男女の地位については、昇進や賃金水準において、多くの市民は男性が優遇されていると感じています。また、男女間での平等意識の隔たりも大きく、高年齢になるほど男性が優遇されていると感じています。(グラフ9)

- ◆ 職場での格差をなくし、働く女性の地位向上や就労環境の改善を図ることが必要です。

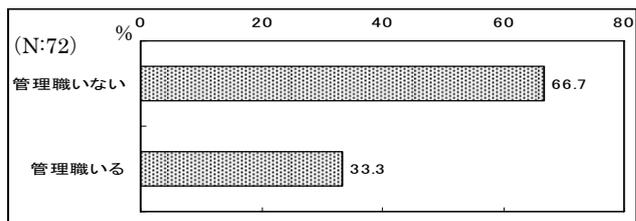


(N:総数) 資料 「市意識調査 (H18)」

○ 女性の登用状況について、女性の係長以上がいる市内事業所は、約 3 割となっています。(グラフ 10)

◆ 女性が継続して働くとともに、キャリアを積み、方針決定過程等に参画できる職場環境づくりが必要です。

女性登用状況【係長相当職以上】(グラフ 10)



(N:総数) 資料 「市意識調査 (H18)」

○ 市内の事業所に対し行った調査では、育児・介護休暇を利用した人は非常に少なく、男性の取得者はいませんでした。

また、取得者がいた市内の事業所は、約 2 割にとどまっています。(表 4)

育児介護休暇利用状況 (表 4)

	総数	取得数		率 (%)
		男	女	
事業所	70	15		21.4
正職員	2,658人	0	31人	1.2

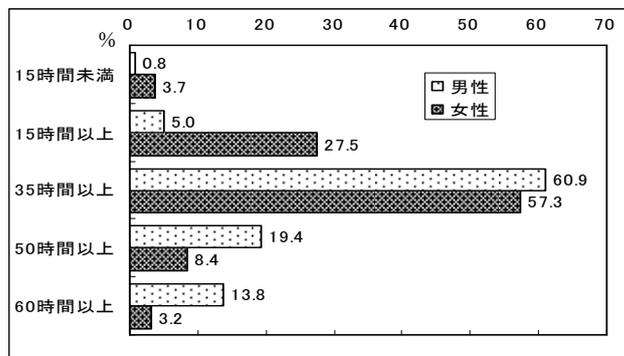
資料 「市意識調査 (H18)」

◆ 男女がともに、子育てや介護等をしながら安心して働き続けるための職場環境づくりが必要です。

○ 一週間当たりの労働時間が 50 時間を超える長時間労働者は、男性が約 3 割、女性が約 1 割となっています。(グラフ 11)

◆ 労働者の健康支援をするとともに、長時間労働を是正し、個人の価値観やライフステージに応じた就業形態が選択できる環境づくり(ワーク・ライフ・バランス)が必要です。

1 週間の労働時間別労働者 (グラフ 11)



資料 「国勢調査 H17 市抜粋」

施策の方向1 就労条件の改善と公平な待遇の促進

1-1 働く男女の権利や制度を普及啓発します

- ◇ 男女の雇用機会や処遇の均等を図り、職場における男女平等を推進するため、労働関連法や制度の普及啓発に努めます。
- ◇ 職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の防止の啓発に努めます。
- ◇ 母性が保護され、健康に働き、安心して出産できる職場環境にするための啓発に努めます。

1-2 事業所等への女性の地位向上を啓発します

- ◇ 事業主等に対して、女性労働者の方針決定過程への登用促進に向けた啓発に努めます。
- ◇ 女性の労働環境の改善に向けた啓発に努めます。

施策の方向2 チャレンジ支援

2-1 起業や就労等を支援します

- ◇ 国、県等の関連機関と連携し就労情報の提供や相談会を行います。
- ◇ 技術の習得を目的とした学習機会の情報提供に努めます。

施策の方向3 ワーク・ライフ・バランスの啓発

3-1 仕事と他の活動との両立を支援します

- ◇ 事業主や労働者に対して、育児・介護休業制度の普及啓発に努めます。
- ◇ 仕事と生活の調和を図ることのできる職場環境にするための啓発に努めます。

基本目標 3

男女がともに地域を担うまち

基本方針 1 地域における男女共同参画の推進

誰もが暮らしやすい地域を創造するには、地域活動に様々な年代の男女が参画し、多様な視点が反映されるとともに、家族や地域などで、ともに支えあう意識を醸成することが大切です。

男女が個性と能力を発揮し、地域社会を支えあっていくために、人材の育成と、誰もが参加しやすい環境づくりを進め、地域コミュニティ活動等の振興に努めます。

現状と課題

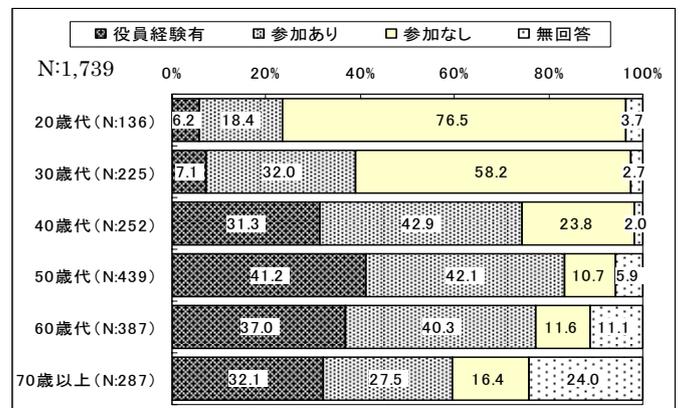
- 若い世代の町内会等への参加が少ない傾向にあります。(グラフ 12)

また、地域活動に男女がともに参加するためには、一人ひとりが地域社会に積極的に関心を持つことが大切であると多くの市民が考えています。

(グラフ 13)

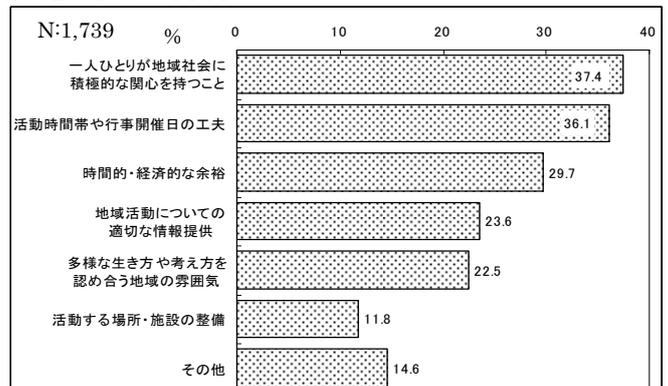
- ◆ 人材育成を図るとともに、地域活動を行っている個人や団体を支援し、地域活動の活性化を図ることが必要です。

町内会等への参加状況 (グラフ 12)



(N:総数) 資料 「市意識調査 (H18)」

地域活動参加に必要なこと (グラフ 13)



(N:総数) 資料 「市意識調査 (H18)」

施策の方向1 地域で支えあう支援体制の充実

1-1 ボランティア等の人材育成を図ります

- ◇ 学校教育や生涯学習を通して、ボランティア活動へ関心を高める機会の充実を図ります。
- ◇ ボランティア関連の情報を提供し、地域活動の担い手となる人材の育成を図ります。

1-2 主体的に活動する個人や団体のネットワークを構築します

- ◇ 地域活動の主体となる市民団体の設立や活動を支援します。
- ◇ 地域における防犯・防災体制の充実を図るために、自警団や自主防災組織の設立や活動を支援します。（再掲）
- ◇ 市民が地域活動に参加できるよう啓発を進めるとともに、活動の拠点となる施設を整備します。
- ◇ 活動分野を越えた、各団体のネットワーク化を図ります。

1-3 防災や環境分野における女性の参画を促進します

- ◇ 防犯・防災や環境の分野における女性の参画を促進し、主体的な活動を支援します。
- ◇ 男女双方が参画した防犯・防災の体制づくりに努めます。（再掲）

基本方針2 政策・方針決定への女性参画の拡大

男女が政治的・経済的・社会的及び文化的利益を享受し、政策や方針決定過程にともに参画し、多様な考え方が反映されることが重要です。

女性が行政に関心を持つような機会を増やすことにより、政策・方針決定の場への参画意欲を高めます。

また、地域活動に男女の多様な視点を反映させるために、方針決定過程へ女性の参画拡大を働きかけます。

現状と課題

- 審議会等への女性の登用については、平成 22 年度までに 30%を目標としていますが現状は 20%以下と低い水準にとどまっています。(表5)
- ◆ 女性の人材発掘や育成に努め審議会等への登用を促進することが必要です。

女性の登用状況 (表5)

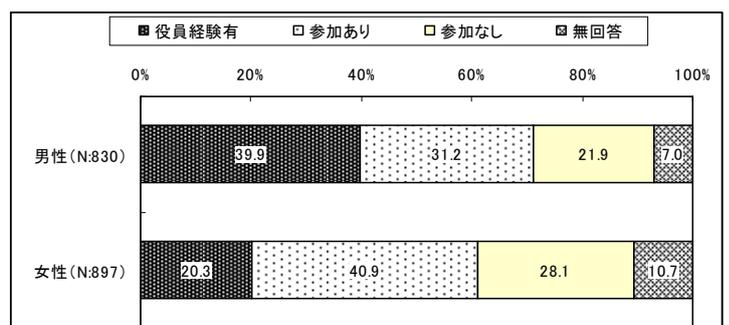
	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会	議会議員
会数	24	5	—
うち女性委員を含む会数	18	2	—
総数	408人	39人	35人
うち女性数	80人	2人	4人
女性比率	19.6%	5.1%	11.4%

資料：企画課（H19.4.1 現在）

- 町内会等への参加割合は男女ともに 6 割以上ですが、役員経験となると、男性が約 4 割、女性は 2 割となっています。(グラフ14)

- ◆ 女性が地域の意思決定過程に参画できる環境づくりが必要です。

町内会等への参加状況 (グラフ14)



(N:総数) 資料 「市意識調査 (H18)」

施策の方向1 女性の意思決定への参画促進

1-1 行政分野における女性の活躍を支援します

- ◇ 女性の市政に対する関心を高め、政策・方針決定へ参画するきっかけとなるような支援を行います。
- ◇ 審議会や委員会へ女性を積極的に登用し、女性の視点を反映した行政運営の充実を図ります。

1-2 地域で女性が活躍できるよう支援します

- ◇ 地域の意思決定の場へ女性の参画を促進します。
- ◇ 地域社会で、主体的に活動を展開できる幅広い視野をもった人材の発掘や育成を行います。
- ◇ 地域活動へ参画するための環境づくりに取り組みます。

基本目標 4

市民と行政がともに 男女共同参画を推進するまち

基本方針 1 市民と行政が協働する推進体制の整備

男女共同参画のまちづくりを進めるためには、市民・事業所・行政が男女共同参画に対する理解を深め、パートナーシップに基づいた協働体制の充実を図ることが大切です。

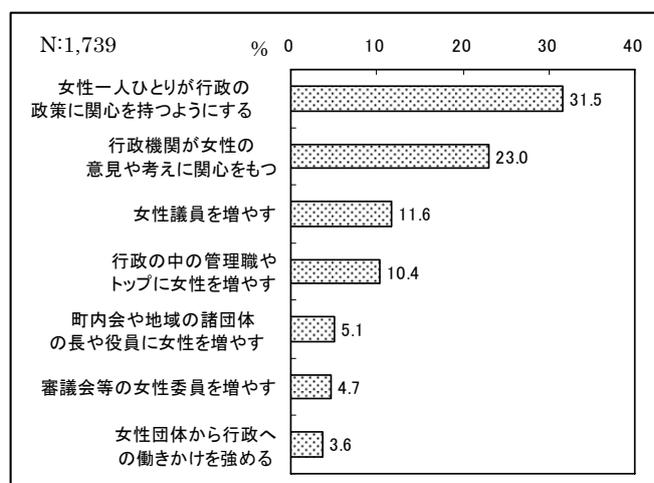
男女共同参画社会の実現に向けた施策は、市民生活のあらゆる分野に関わっていることから、市職員の意識を改革するとともに、各部署の連携を強化し総合的な計画の推進に取り組みます。

現状と課題

○ 政策・方針決定に女性の意見を反映させるためには、行政が女性の意見や考えに関心を持つことや女性自身が政策に関心を高めることが必要であると市民は考えています。(グラフ 15)

◆ 男女の多様な視点や意見を市政に反映するとともに、女性が行政に関心を持つための取り組みが必要です。

女性の意見反映に必要なこと (グラフ 15)



(N:総数) 資料 「市意識調査 (H18)」 抜粋

○ 男女共同参画社会を形成するために、市民は、育児や介護サービスの充実、女性に不利な役割分担や社会通念・慣習・しきたりを改めることや男女平等意識の啓発、女性の就業を支援することが重要であると考えています。(プラン p8 参照)

◆ 市民・地域・事業所・行政・関係機関がともに、連携し課題に取り組む体制づくりが求められています。

◆ 市職員に対して研修等を通し啓発を行ってきましたが、今後さらに、職員一人ひとりの意識を高め、男女共同参画の視点に立った行政運営を進展させていくことが必要です。

施策の方向1 市民と行政の協働体制の充実

1-1 総合的な協働体制の整備に取り組みます

- ◇ 市民と協働し、男女共同参画の視点に立って課題等に取り組む体制の充実を図ります。
- ◇ 様々な分野で活動している団体が、活動分野を越えて、男女共同参画に取り組む、ネットワークづくりを進めます。

施策の方向2 男女共同参画の視点に立った行政運営の充実

2-1 市役所における推進体制の整備に取り組みます

- ◇ 市役所内の推進体制を整備し、本計画の適正な進行管理に努めます。
- ◇ 市職員の意識啓発を進めます。

2-2 関係機関との連携を強化します

- ◇ 男女共同参画社会の形成に向け、国や県等関係機関と連携を強化します。

男女共同参画計画体系図(案)

